

## 豊田文書について

脇谷末雄

はじめに

この文書は北九州市戸畑区幸町七一豊田清兼氏が所蔵しているものである。豊田氏は昭和十一年三月、宇佐郡北馬城村（現宇佐市）の生家を実妹大場ハナエに預け戸畑市に移転したが、同家の文書も先祖祭などの関係で妹が保管していた。昭和五十年七月、ハナエは病の床にあつたとき、駆け付けた兄に文書的一切を引き渡した。

昭和五十二年十月二十一日、豊後高田市立図書館主催、同市郷土研究会共催の古文書解読講習会を開催したとき、筆者の姉婿が所蔵している「豊田家伝」を教材として提供した。当時、講師は大分県立図書館資料課勤務の赤濱重信氏であつた。

昭和六十年二月十三日、福川一徳氏が豊後高田市に来訪された。その折、私の家に立寄られたので、この「豊田家伝」をお目にかけて。すると福川氏は、このほかの古文書の有無について質問されたので、直ちに電話で問い合わせた結果、古文書をかなり所持していることが判明した。

福川氏は帰京前の同月二十三日、豊田文書の調査を望まれたので案内したところ、大友氏関係の書状・感状等、「豊田家伝」の素材となった原文書を具さに閲覧することができた。粗雑な報告ではあるが、歴史研究の資料として、少しでも役立てば幸いである。

ここに本稿執筆に当って、お世話になった赤濱重信・安藤信郎・福川一徳氏に併せて謝意を表したい。

## 一、豊田文書の解説

昭和六十年二月二十三日、福川氏と私は豊田家を訪ねた。

豊田清兼氏が仏壇の奥から取り出した木箱の蓋をあけると、古文書がぎっしり入れられてあった。

福川氏は、煤けた文書を一枚々々丹念に観察し、予め用意した封筒に、整理番号を記入して仕分けされた。整理が終ると、文書の形状・寸法等を計測、写真撮影をした。一段落すると、豊田氏に文書との関係等を詳細に聞かれ、最後に古文書の保存方法を論された。

その後、文書は新調した蓋覆の木箱に入れられている。では豊田文書について概略を述べておきたい。

その数は三十五点、内二点は写しで、本紙の外、包紙のあるもの五点、包紙のみ一点、礼紙等は残っていないかった。中世文書は二十二点、近世文書は十三点ある。先ず、中世期文書は、永禄六年（一五六三）から天正十一年（一五八三）までの二十年間に発給されたものである。文書の授受は、大友義統・田原親賢（紹忍）・波多鎮直が、豊田式部丞（輔兼）に宛てたものが大部分を占めており、大友氏が豊田氏に深く

拘わりを持っていたことが分る。殊に宛名が豊田式部丞・長野和泉守・平山左京亮・長野七郎・疋田左馬助、或は豊田式部丞・榆木右近佐への連署と多岐にわたっていることは注目し、更に用件別では、出陣の要請、戦功に対する感状が多く、戦国争乱の時代を窺い知ることができる。これ等の文書を列記すると次のようになる。

年月日	差出人	受取人	記事
永禄六年五月二十九日	親賢	輔兼	長野陣での感状
天正四年十月十八日	鎮直	輔兼	大蔵親子の妨害
天正四年十月二十九日	鎮直	輔兼	尾長居入番
天正四年十月晦日	紹忍	輔兼	尾長居入番
天正四年十一月十五日	紹忍	輔兼	尾長居入番
天正八年十一月二十七日	紹忍	輔兼	紹忍受領状
天正八年十二月十五日	紹忍	輔兼	華蔵寺謀略
天正八年十二月十五日	鎮直	輔兼	華蔵寺謀略
天正八年十二月二十日	義統	輔兼	華蔵寺謀略(感状)
天正八年十二月二十日	義統	輔兼	華蔵寺謀略(感状写)
天正十一年四月七日	紹忍	輔兼	古瀬原の防戦
天正十一年十一月二十七日	紹忍	豊田善七郎	官途状

以上十二通の文書は、輔兼、或は善七郎に宛てたものであるが、その他宛の文書は次の六通である。

年月日 差出人 受取人 記事

天文三年四月二十一日 義鑑 松尾彦右衛門尉 勢場ヶ原の戦(感状)

天文年中九月六日 親賢 釜口日向守 論地に関するもの

天正四年三月二十七日 義統 飯田但馬入道 妙見岳における(感状)

天正年中十一月三十日 義統 魚返伊豆入道 彦表における(感状)

二月二日 ○(都甲カ) 惟永・○鎮永 紹忍 言上書

天正八年十二月六日 義統 紹忍 華蔵寺の謀略

輔兼の代は正に相つぐ争乱の時代であった。大友氏は豊前・豊後を支配していたが、その困境を重視し、配下の輔兼等をしばしば鎮定に動員したようである。輔兼は大友氏の求めに応じ忠誠を尽した。然るに戦国大名として西海はもとより四国まで威力を誇った大友氏は日向戦敗退後は家臣等の中からも非難された。それに田原・田北両氏を自ら滅亡させたことは不覚の極みであった。天正十四年(一五八六)薩摩軍の

豊後侵入により大友氏は致命的損傷を蒙り、その後文禄二年(一五九三)太閤秀吉から所領を没収され、初代能直以来十二代で滅亡した。

近世文書は「豊田家伝」を書いた賀右衛門清宜の父貞兼の時期以後のものと推測される。この内一、二について述べると、先ず、「六郷山靈場記録」(仮題)は、惜しいことに欠損が甚だしいが、残部を整理すると約九十ヶ所の靈場が判明する。この記録はおそらく延宝年間(一六七三—一六八〇)以後のものであろう。その内容は過去に発表されている写本を増補するものであり興味深い。一例をあげると、「四十四番靈場・轆轤岩屋、是より鞍懸の岩屋廿五丁程山越案内とりてよし、四十五番靈場・糸縄郷奥畑村・鞍懸山馬頭寺・本尊馬頭観音・無住、当寺破壊本尊もなし、但是ハ昔掘崩城ニせしよし是より岩屋」とあり、これは曾てない記録である。また伊勢信仰を示すものとして、豊後を管轄する福嶋塩焼太夫が、御初穂料の神納について九月七日付で善内宛に出した書状がある。善内は賀右衛門清宜の長子であるからこの書状は清宜が亡くなった宝暦十一年(一七六一)六月二十九日以後のものと推定される。

豊田清兼氏所蔵文書目録

番号	年 月 日	表 題	授 受	備 考
1	天文 3, 4, 21	大友義鑑感状	義鑑(花押4)→松尾彦右衛門尉	タテcm ヨコcm 16,2× 41,4
2	天文24, 11, 13	杉重輔官途状	刑部丞→余菟田右京進	27,6× 39,6
3	9, 6	田原親賢替状	親賢(花押1)→釜口日向守	22,1× 50,2
4	永祿 6, 5, 29	田原親賢感状	親賢→豊田式部丞	13,9× 37,5
5	天正 2, 潤11, 4	有永麟貞殿錢催促状	有永河内入道麟貞→豊田式部丞	26,6× 38,4 包14,7×24,2
6	天正 4, 10晦日	田原紹忍替状	紹忍→長野和泉守 平山左京亮 長野七郎 豊田式部少輔 正田左馬助	23,7× 37,8 包15,1×23,1 包15,1×25,5
7	天正 4, 10, 29	波多鎮直替状	鎮直→長野大和守 平山左京亮 長野七郎 豊田式部少輔 正田左馬助	25,5× 35,2
8	(天正4年 <sup>ハ</sup> ) 3, 27	大友義統感状	義統(花押4)→飯田但馬入道	12,8× 48,3 包23,0× 8,7
9	(天正4年 <sup>ハ</sup> ) 11, 15	田原紹忍替状	紹忍(花押3)→豊田式部丞	12,5× 38,7
10	10, 18	波多鎮直替状	鎮直→豊式	24,8× 34,0
11	天正 8, 12, 6	大友義統替状(写)	義統→田原近江入道	27,2× 38,5 包15,4×24,0
12	天正 8, 12, 15	田原紹忍感状	紹忍→西屋敷式部丞	24,3× 38,8 包15,5×24,2
13	天正 8, 12, 15	波多鎮直替状	鎮直→西屋敷式部丞	24,3× 38,5
14	天正 8, 12, 20	大友義統感状	義統(花押5の2)→戸板式部丞	12,4× 50,2
15	天正 8, 12, 20	大友義統感状(写)	義統→戸板式部丞	15,9× 41,2
16	11, 27	田原紹忍受領状	紹忍(花押3)→豊田式部丞	14,5× 42,0
17	11, 30	大友義統感状	義統(花押5の3)→魚返伊豆入道	13,2× 50,0
18	6, 6	戸次鑑連替状	鑑連→不明(破レ)	27,3× 33,0
19	天正 11, 4, 7	田原紹忍替状	紹忍→豊田壱岐守 楡木右近 佐	25,1× 34,4
20	天正11年 <sup>ハ</sup> ) 11, 27	田原紹忍官途状	紹忍→豊田善七郎	15,0× 43,0
21	2, 2	永連署替状	○○惟永・○鎮永・鎮永→紹忍	24,2× 39,4
22		包(「長野家証文有」)		22,7× 31,7
23		西屋敷村田畑家馬数調覚		16,0× 23,0
24		西屋敷村巳歳免定		35,5× 47,8
25		正月十一日御神事献立之次第		27,5× 37,9
26		宝曆4年11月豊田屋敷凶		23,3× 34,1
27	9月吉日	福嶋塩焼大夫替状	福嶋塩焼大夫○○→善内	28,1× 39,6
28	4, 24	某替状		15,7× 56,8
29	享保 3, 5, 21	法華経普門品奥書	瑞松→	35,5× 46,7
30	寛保 1,	過去帳(1冊) (表紙共15頁)		13,4× 21,7
31	寛延 4, 5,	豊田家伝(1冊) (102頁)		13,7× 20,2
32	(寛延4年 <sup>ハ</sup> )	大友氏系図		27,2× 39,8
33	(寛延4年 <sup>ハ</sup> )	豊田氏系図		15,5×160,0 系図1 巻物
34	(寛延4年 <sup>ハ</sup> )	豊田氏系図		27,1× 34,4 系図2 本系全文
35	(延宝以後)	六郷山盞場記録(1冊) 破レ 183カ所中約90カ所残		15,0× 31,5

注 1. 年代は花押型・文書内容によつて推定した。  
2. 花押型は「大分県史料」10所収の花押編年表に拠つた。

更に、享保三年（一七一八）沙門瑞松が書写した法華經普門品與書には人生の儂さが端的に表現されている。

大友義鑑感状

（端裏）

「（黒引）」

去六至山香口款取／懸候刻別而碎手候者／忠儀誠無比類候、弥忠／貞肝要候、必追而一段／可賀之候、恐々謹言、

四月廿一日

義鑑（花押4）

松尾彦右衛門尉殿

杉重輔官途状（折紙）

（杉重輔）

（花押）

（『大分県史料』(8)45号文書に同じ）

官途

蔵人

天文廿四

十一月十三日刑部丞奉

菟余田右京進殿

田原親賢書状

與生ト野論地之ノ事、重疊ト野ノ押領之由候間、郡ノ中被官申談可ノ被相留候、不可有油断候、ノ恐々謹言

九月六日

親賢（花押1）

釜口日向守殿

田原親賢感状

雖為無足度々／出陳預馳走候、ノ剩於長野陣ノ被疵粉骨之次第ノ干今無忘却候、弥ノ被励忠貞候者相應ノ可頭心、差事不存ノ餘儀候、猶有永河内守ノ可申候、恐々謹言、

五月廿九日

親賢（花押）

豊田式部丞殿

有永麟貞段錢催促状（折紙）

（包紙）

「豊田式部丞殿

麟貞」

向野之庄七町ノ八段卅三代之内ノ西屋敷名之事、ノ惣名並ニ六反ノ分御段錢可被相ノ益候、向後為存知ノ之状如件、

天正貳年申戌

有永河内入道

潤十一月四日

麟貞(花押)

豊田式部丞殿

(折返し)

田原紹忍書状(折紙)

今度以波多／大学御同陣／別而馳走之由／乍案中感悦候、  
然者大学佐事／為尾長居入番／易差遣候、日數／十日替ツ、  
候、一番／手可有同心事／  
可為祝着候、各／每事心懸之次第／  
必對大学佐可申候、／恐々謹言、

(折返し)

十月晦日

紹忍(花押)

長野和泉守殿

平山左京亮殿

長野七郎殿

豊田式部少輔殿

足田左馬助殿

波多鎮直書状(折紙)

猶々まれ／儀候間、御馳／走可然候、

今度御動付而／御馳走之儀、則／申聞せ候、祝着候／段被申  
候、殊ニ我等事／至尾長并被差遣候、／就夫各一番手／御馳  
走候へかしと／被申候、十日之逗留

(折返し)

にて候間乍御辛／勞御出待申候、手／  
火矢衆すくなく候／間御ことわりにて候／於子細者内膳可  
申達候、恐々謹言、

十月廿九日

鎮直(花押)

長野和泉守殿

平山右京亮殿

長野七郎殿

豊田式部少輔殿

足田左馬助殿

大友義統感状

(包紙)

飯田但馬入道殿

義統

田原近江入道事／至妙見岳差籠候／處以在城普請／己下別而  
辛勞之／由感入候、御馳走／可令悦喜之趣猶／紹忍可申候、  
恐々／謹言、

三月廿七日

義統（花押4）

飯田但馬入道殿

〔波多大学助  
（端うわ書）〕

田原紹忍書状

豐田式部丞殿 鎮直

大友義統書状写

今度於尾長居／切寄波多大学佐／差籠候處、以同陳／別而辛  
勞之趣令／感悅候、重々来十八／於宇佐表出馬之／議定候条  
所及心御／馳走懇入候、何様／可顯其意之段委敷／波大可被  
申候、恐々謹言、

霜月十五日

紹忍（花押3）

豐田式部丞殿

波多鎮直書状（折紙）

大藏親子連々わ□<sup>や</sup>仁／之条成敗之儀 忍公／被申付候、方  
角之儀候／条馳走干要候、於巨／細者 介可申候、恐々／謹  
言、

十月十八日

鎮直（花押）

〔異筆〕  
「屋形様御書」

豐式まいる

〔折返し〕

〔包紙〕  
「田原近江入道殿」

急度染筆候、仍向野村／花藏寺之事、重々謀略／  
之儀不隱便候、紹忍被官之／由候条、早速擲取可被／  
差出事肝要候、同類之／族誠置候条、自然逐電之／  
儀候而者不可有曲候、猶以／閉目之□<sup>事</sup>在之□<sup>由候</sup>以口  
上申候堺目覺不可過之候、／間、継夜於日堅固可被／  
申付事專一候、為御存知候、／恐々謹言、

十二月六日

義統御判

田原近江入道殿

田原紹忍感状（折紙）

〔包紙〕  
「西屋敷式部丞殿 紹忍」

華藏寺誅伐之／刻別而辛勞／之由其聞候、／寔感悅候、／必

追而一綾<sup>(秘)</sup>／可賀之候、恐々／謹言、

十二月十五日

紹忍(花押)

西屋敷式部丞殿

波多鎮直書狀(折紙)

(折返し)

猶々花藏寺／寺職之儀<sup>(從)</sup>□／疋田方被申候／儀共候へ共御意  
ニ／應間敷／候間可得／其意候、

昨日者花藏寺／就御成敗之儀被官／之者共差越候之処／乍安  
中被添心候、／事新敷不及申候、／至忍公茂則遂披露候、  
為辛勞賀書を差／遣候条珍重候、於弥／貞心之儀頼存候、然  
者／手火矢之儀能々被／申談子細承度候、為一礼一人差遣  
／度候、頼存候、恐々謹言、

十二月十五日

鎮直(花押)

(折返し)

〔端うわ書〕  
西屋敷式部丞殿 鎮直

大友義統感狀

於今度向野表／動之砌、別而馳走／軍勞之由候、感／入候、

弥可勵／粉骨之事肝要候、猶塩手兵部少輔可。申候、恐々  
謹言、

十二月廿日

義統(花押5の2)

戸板式部丞殿

大友義統感狀写

於今度向野表／動之砌、別而馳走／軍勞之由候、感／入候、  
弥可勵／粉骨之事肝要候、猶塩手兵部少輔可。申候、恐々  
謹言、

十二月廿日

義統御判

戸板式部丞殿

田原紹忍受領狀

老岐守望之由／可存知候、恐々／謹言、

十一月廿七日

紹忍(花押3)

豊田式部丞殿

大友義統感狀

前廿三從彦表被打／入候之刻惡黨依／付送□□別而碎／手被



勵粉骨之条 / 魚返兵部少輔被疵、 / 阿南兵庫助戰死事候 / 誠  
忠儀無比類候、必取 / 鎮至其方一稜可賀 / 之候、恐々謹言、

十一月卅日

義統 (花押 5 の 3)

魚返伊豆入道殿

戸次鑑連書状写

(前欠)

雖可申 候、和尚被成光臨 / □□□□御返書遅々

以外候、仍鞍覆之事、承仰候、 / 就夫も数年之在陣無所持候

/ 何方へも難有令存候、然者御 / 物語之河原毛可致拝領之

由一段忝候、今度御警固一 / 圓馬無所持候間満足此事候、

併以面上可申談候、恐々謹言、

六月六日

鑑連

(後欠)

田原紹忍書状 (折紙)

御出勢近々候条、 / 各別而可預 / 馳走事可 / 為祝着候、每事

/ 不可有油断候、 / 恐々謹言

如月七日

紹忍 (花押)

(折返し)

豊田壱岐守殿

榆木右近佐殿

田原紹忍官途状

善内允望之由 / 可存知候、恐々 / 謹言、

十一月廿七日

紹忍 (花押)

豊田善七郎殿

〇〇惟永・〇〇鎮永連署書状

長野内記兵衛尉方題目之儀重々 / 可被遂言上候哉、至宗釜以

一通可 / 令申之由蒙仰候、得其意候、雖然 / 能々閉目可申之

通 上意之由 / 承候之条、至兩政所茂御入魂尤 / 專要存候、

為兩人聊不可存疎意候、 / 猶期而拜之時候、恐々謹言 /

二月二日

惟永 (花押)

鎮永 (花押)

紹忍

まいる御返人々

申し給へ

包紙

「長野家證文有」

西屋敷村田畑家馬數調覽

一 高貳百九拾九石四斗八升四合

内田畑貳百七拾五石九斗

同畑方式拾三石五斗八升四合

一 家數百九拾壹軒 一 人數三百人

一 馬數四拾壹疋

西屋敷村已歳免定

已歳免定

一 高貳百九十九石四斗八升四合 西屋鋪村

内

五石

三升九合

八拾石三升七合

貳石

小庄屋組頭給

池成

當檢見引

當増引

四石貳斗

小以九拾壹石貳斗七升六合

残高貳百八石貳斗八合

毛付

此取百三拾壹石壹斗七升壹合

免六つ三分

正月十一日御神事献立次第

正月十一日御神事／献立之次第

早朝

III

大こん

汁 大こん いてう

みそ

こんふ

串かき

焼しを

山志やう

梅干

御粥

御造酒

中わん 一こん

小わん 貳こん

御くわし

せんへい

午時

白あへ

皿 こんにやく 汁 大こん たんさく こんふ とうふ

坪 昆布 猪口せりやき

平 牛房 山いも 上ケとうふ こんふ

酒 小わん 一こん 肴 きしやき

飯わん 三こん 小串

享和二年かのへいぬ十一月□□

生日かのとの外たい□□□□ おしか

福嶋塩焼太夫□□書状(折紙)

尚々御初尾到来/目出度致 神納候、

一筆致啓上候、仍嘉例/御祈禱御夜大麻/為御祝儀土産致/

進上之候、弥於/神前長久御家安全/之旨可抽丹誠候、尚期

/後喜之時候、恐惶謹言、

福嶋塩焼太夫

九月吉日 □□(花押)

善内様

(異筆) 寛政十年四月六日

つちのへむま 金治

かのへねあ□□

生日□□□□ 月とく花立 こびら □□

寛政七年 のとの外六月十九日

おさた

生日つちのへいぬ□□□□

□□□□□□

某書状

態申入候、然者明廿五日其村/人足達者成もの計拾八人/混

出候様御取計可有之候、/人足集□□ニ金丸村へ切置候/

楠角物疋丁我等方迄持/参候様御取計可有之候、尤/

拾八人之内ニ而石持夫拾人/是者すかり棒持集候様御申付/

可有之候、

四月廿四日

尚々金丸村へ者明朝此方<sup>な</sup>駿平差遣し置候節、差鬪ヲ/

受持参候様御申付可有之候、/弥間違ニ相成候者當方ニも

／差支ニ相成候間無間違様／御申付可有之候、以上、

法華經普門品奥書

(前欠)

(法華經普門品末尾三百余字)

享保三

五月廿一日

瑞松

いそげ人弥陀の御舟のかよふ世に／のりおくれなはいつかわ  
たらぬ／月影のいたらん里ハなけれとも／詠る人のこゝろに  
そすむ／西え行筋ひとつたにたかわすハ／骨とかわとに身ハ  
ならばなれ／

二、「豊田家伝」の概略

寛延四年(一七五二)陰曆五月上旬、豊田賀右衛門多々良

清宜は、豊田家の事蹟を永く子孫に伝えようと「豊田家伝」と題し、小冊子(五十二丁)に自家の由緒や事蹟を記録した。

家伝は前の文書と、老父から聞かされた豊田家の事蹟を書き記したものである。

家伝によれば、その昔、豊田氏の先祖は讒者の難に逢い、長州豊田庄を退き豊前宇佐に逃れた。そして暫く宇佐宮大宮司を頼って宇佐に滞在していたという。然るに豊田大炊助多々良清兼に至って、豊後国大守大友修理太夫親世に出頭して由緒等委しく言上したところ、上聞に達して親世から清兼に弥勒寺領向野庄を与えられ、西屋敷に居住した。ここは往昔より清原氏が代々居住した所で、その跡を豊田氏に宛がわれた。

清兼は神仏の崇高なるを崇敬していた。先祖からの氏神、弁財尊天を祀り、御馬下八幡社を崇敬、更に法脈の途絶えていた華藏寺を再建、無陰潮禪師を開山祖と仰ぎ深く仏乘をよるこんだ。清兼は清原氏から妻を迎え一子をもうけ、宝徳二年(一四五〇)嫡子宗兼に家を譲った。宗兼も清原氏の娘を娶り、二子を成した。延徳元年(一四八九)嫡子宗治が家督を相続する。その女子は松尾言秀に嫁いでいる。宗治は日野地、豊田次郎三郎兼忠の娘を娶って一子を成し、永正十年(一一五三)嫡子明兼に譲った。

華藏寺住職比丘元守が、永正年中に兩尊の像の彩画を完成したい旨願望したので宗治・明兼親子はこれを助成した。永正十四年(一一五七)十月吉祥日尊像が完成し華藏寺に奉安

された。ときに比丘元守三十六才であった。

明兼は松尾大蔵丞言秀の娘を娶り、一男一女をもうけ、嫡子は輔兼と言ひ、女子は平山左京亮に嫁した。

天文二十二年（一五五三）輔兼は元服し明兼の家督をつぎ豊田家も五代目となった。明兼は四年後の正月四日死亡、法名を瑞岩道仙と号している。天文二十四年（一五五五）十一月、杉重輔から輔兼に「藏人」許可の官途状がくだされた。永祿二年（一五五九）輔兼は、田原親賢から「式部丞」を給わり、更に八朔の儀につき親賢から祝詞を下されるなど、親賢の配下になっていたようである。

時あたかも永祿六年（一五六三）夏の頃、豊前の長野三郎が豊後の下知に逆意を示すと、宗麟は田原親賢に直ちに討伐すべく下知し、親賢は大勢を率い長野陣目指して馳せ向つた。この時輔兼は親賢に従ひ攻戦、陣中に於て粉骨忠貞に励み負傷した。

天正二年（一五七四）、封戸郷向野庄西屋敷名は七町八段四十三代であった。この内、豊田式部丞収納分は七町六段四十三代で、足田丹波守収納分は二段分である。この課役は一貫五十文で賦課され、合計すると三貫八百四十三文（銀

九十六文目七輪三毛）であった。増・免の制度もあり、また検見制度もとられているなど、大友直轄領の課徴方法等を知ることができる。

天正四年（一五七六）十月、豊前の諸士の内には豊後の下知に反発する者が多く、田原紹忍は波多大学助鎮直に、大勢を指し訓え所々に発向するよう命じた。鎮直の指揮下、輔兼は長野和泉守・平山左京亮・長野七郎・疋田左馬助と共に参戦、十日交替で尾長居切寄に入番した。そして十一月十五日尾長居の辛勞に対し感状が発せられた。このように大友氏は豊前の事態に対して、地理的条件に最も適した、この地域の諸士を出動させていた。

天正六年（一五七八）日州表の合戦のときは、文書がなく参戦を確かめることができない。また天正八年（一五八〇）主家大友氏が重臣田原氏を殲滅に追い込んだ鞍懸・安岐両城の攻戦にも輔兼の出陣はみられないのはどうしたことであるうか。ちなみに向野村華藏寺に於てたびたび叛乱が起つたため、天正八年十二月六日大友義統は田原紹忍に書状をもって誅伐するよう申し付けている。輔兼は地元に起つた事件だけに為ん方なく鎮定に動いた。輔兼の働きについて後日義統は

塩手兵部少輔を檢使として派遣している。その結果は十二月二十日、大友義統から戸板（豊田）式部丞にあて感状が寄せられた。宛名が「戸板」と署名されていることは、豊田氏がこの乱に何か関わりがあったことをしのばせる。以後天正十一年（一五八二）まで豊田氏は「戸板」を名乗った。

天正十一年（一五八三）四月七日、田原紹忍は豊田彦岐守・榆木右近佐両名に対し、古瀬原の防戦に出動するよう要請している。

輔兼は宇佐郡麻生、木内兵庫助の娘を娶り三人の子持ちであった。嫡子を彦三郎清兼（継吉）二男を善内充輔賢と言い女子は立石の渡辺孫左衛門に嫁いだ。天正十三年（一五八五）輔兼は継吉に家を譲った。継吉（西兵衛）の妻は藤原氏から来た。

大友氏は、元祖能直から既に二十一代、宗麟の時代は九州六ヶ国を領しその威光は西海に輝いていた。然るに日州表の敗北に武將の多くを失ったが、ときの総大将田原紹忍は敗戦の恥辱を顧ず、義統の側近を務めていた。かくて大友氏の武力は昔日の如くには振るわず、日増しに落陽の一途をたどっていた。

天正十四年（一五八六）九州は大乱に陥り、島津の大軍が豊後に侵入、諸城は落とされ、遙々来る四国の援軍、長曾我部信親は士卒諸共、靈山風りょうせんおろし吹きまくる戸次川で武運拙く川原の露と消えた。島津の猛威に屈した大友義統は高崎城から龍王城へと逃れた。

天正十五年（一五八七）五月、大乱は治まり、豊前国は黒田勘解由孝高の所領となった。黒田氏入部によって、以前の給人は悉く所領を召し上げられ、返逆の者は残らず誅伐された。このとき継吉の知行分は一旦召し上げられたが、当地は豊前・豊後の国境とて、改めて申し付けられた。継吉は再三辞退したが、国命をもって仰せ付けられ、庄屋職を勤めることになった。

文祿元年（一五九二）継吉は三十六才の若さで此の世を去った。この時、嫡子虎寿丸は五才・二男千徳丸は三才であった。継吉死後は、舎弟輔賢が庄屋職を継承した。その傍、輔賢は亡兄の幼児を我が子のように可愛いがっていた。

慶長五年（一六〇〇）黒田氏は筑前国へ御国替えとなり、豊前は細川越中守忠興の所領となる。その冬御入国、豊田氏は先例の通り庄屋職を勤めることになった。

豊田系圖 1 (巻物)

豊田大炊助  
 多々良清兼  
 加賀守  
 宗兼  
 四郎  
 二郎左衛門  
 宗治  
 太郎次郎  
 賢兼  
 善七郎  
 善内充  
 兼正  
 利右衛門  
 孫右衛門  
 兼光  
 善左衛門

賀右門衛  
 兼明  
 貞兼  
 孫三郎  
 忠左衛門  
 明兼  
 八郎太郎  
 右京進  
 輔兼  
 式部丞  
 加賀守  
 平山右京亮室

覺左衛門  
 正信  
 伝兵衛  
 某  
 豊後白杵福良村住  
 某  
 甚内  
 女子  
 水崎村今村氏室  
 女子  
 住之江村高橋氏室  
 女子  
 豊田善左衛門室  
 女子  
 為清  
 次郎兵衛  
 女子  
 賀来次右衛門室

右京進  
 繼吉  
 西兵衛  
 兼繁  
 利右衛門  
 庄左衛門  
 某  
 女子  
 巨尾村  
 河野楯兵衛室

善内  
 兼重  
 女子  
 賀来次右衛門室

女子  
 平右衛門  
 某  
 女子  
 住之江村高橋氏室  
 女子  
 豊田善左衛門室  
 女子  
 平山右京亮室

女子  
 水崎村今村氏室  
 女子  
 住之江村高橋氏室  
 女子  
 豊田善左衛門室  
 女子  
 平山右京亮室

女子  
 水崎村今村氏室  
 女子  
 住之江村高橋氏室  
 女子  
 豊田善左衛門室  
 女子  
 平山右京亮室

女子  
 水崎村今村氏室  
 女子  
 住之江村高橋氏室  
 女子  
 豊田善左衛門室  
 女子  
 平山右京亮室



慶長十八年（一六一三）虎寿丸は二十一才となり、利右衛門兼正と称した。輔賢は庄屋職を兼正に譲り、寛永六年（一六二九）三月二十日死去、法名を淨西道膳信土と号した。輔賢の妻は山村の阿部賀右衛門の娘で二人の子持ちであった。

寛永九年（一六三二）細川忠利は肥後国へ御国替えとなった。その後豊前は龍王城主松平丹後守重直の治下となる。然るに奉行人の仕置が厳しく村は困窮、百姓は悉く逐電した。その折、百姓逐電は庄屋の責任とされ、このため庄屋も困った寛永十六年（一六三九）六月、松平重直は豊後の高田城に居城をかえた。同年冬、兼正は妻子を引き連れ、豊後臼杵に引越し、臼杵城主稲葉右京亮一通の内、安部六左衛門（姻戚

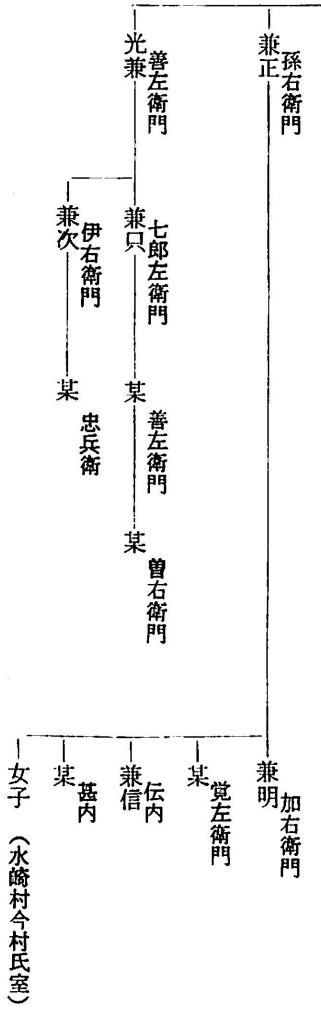
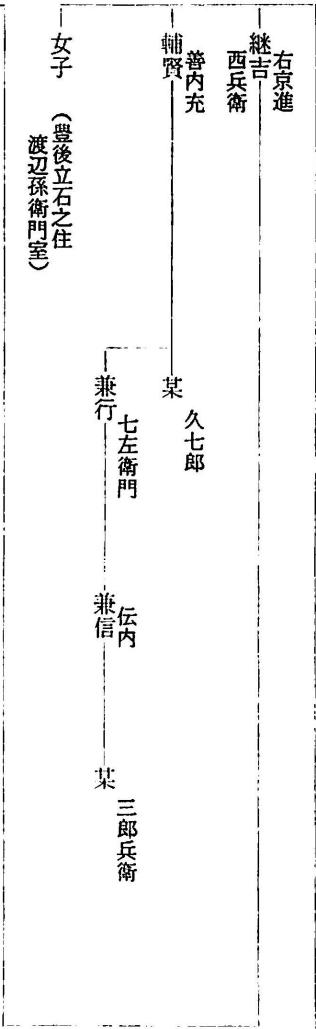
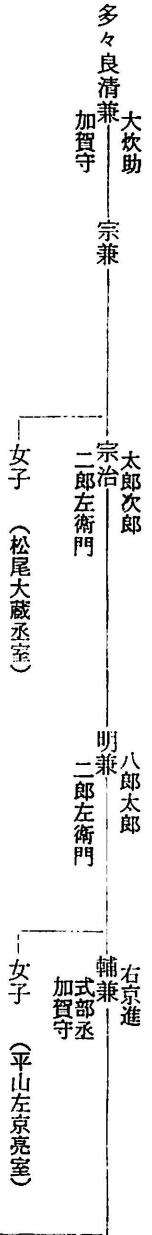
の身内）を頼り、福良村に居住していたが、寛永十七年（一六四〇）九月二十四日兼正は風病に罹り死亡した。法名覚翁宗正信士と号す。

兼正の妻は山浦の安部藤左衛門の娘で、男子四人、女子一人あった。嫡子兼明・二男覚左衛門・三男伝内・四男甚内。女子は水崎村今村氏に嫁した。兼正亡き後も、六千石の代官職六左衛門のもとで母子六人が不自由なく暮らしていた。役人の小畑弥七郎とも懇意になっていた。

臼杵に行つて二、三年、漸く住み慣れた頃、西屋敷は国境なる所以、是非帰宅され先規の如く相勤めるよう再三高田から沙汰され、兼明は詮方なく、寛永十八年（一六四一）秋、



豊田系圖 2 (本系) (全文)



末弟甚内一人を白杵に残し帰宅した。早速高田へ罷り出で、庄屋職を引き受けた。その折、白杵での難儀を勞われ、白銀並びに米を拜領している。

正保二年（一六四五）松平英親は木付城へ移封。中津城主小笠原信濃守長勝の所領となったが庄屋職は継続した。

兼明は江嶋村仲村太左衛門の娘を娶り、男子三人・女子二人をもうけた。嫡子金藏は早世、二男を孫三郎貞兼・三男を平右衛門と言った。女子は住ノ江村高橋氏・豊田善左衛門に嫁いだ。寛文九年（一六六九）家を貞兼に譲り、二年後の寛文十一年（一六七一）兼明は没した。法名一天宗雲と号す。

貞兼は宇佐郡荒木村、乙咩太左衛門宇佐公利（乙咩八幡社神職）の娘を娶る。寛文九年（一六六九）秋、当地は松平主殿頭源忠房の所領となったが、飛び地なるゆえ陣屋が置かれた。貞兼は庄屋職を仰せ付けられ相勤め、領内の検地の際は豊前・豊後の大境等を末々違乱なきよう案内した。

華藏寺は先祖清兼建立以来、天正の争乱で法脈が半ば断絶亡父兼明は寺宇の衰廢を嘆いていたが再建を果せなかった。

貞兼は願力を発し、延宝元年（一六七三）一字を建立、沙門宗吞を中興禪師として再興した。この時華藏寺は横手村（現

国東町横手）泉福寺の末寺となった。更に、本師世尊の尊像を彩画し奉安した。貞享三年（一六八六）、貞兼は西屋敷村の氏神社、貴船大明神の社殿を建立した。今宮殿は豊田家の祭神で、元禄十年（一六九七）から、夏は六月十五日、冬は十一月十五日を祭日と定め、華藏寺住職を迎え祭典を催した。宝永二年（一七〇五）御馬下八幡宮の拜殿を造建、正徳五年（一七一五）春、御宝殿石玉垣を造営している。

貞兼に男子三人・女子三人が有った。男子は嫡子利右衛門兼繁・二男清七郎・三男賀右衛門清宜といい、女子は、且尾村河野樟兵衛・矢部村矢部善兵衛・平ヶ倉村岩男又左衛門にそれぞれ嫁した。元禄十二年（一六九九）貞兼は、家を嫡子利右衛門兼繁に譲り、享保十年（一七二五）十一月二十七日死去。法名圓室授覚居士。妻は享保五年（一七二〇）十一月五日死亡。法名全応淨機信女といった。

兼繁は妻を住ノ江村高橋氏から迎え、元禄十二年（一六九九）以来、松平主殿頭忠矩の代も庄屋職を勤めた。

豊田家伝を書き残した豊田賀右衛門多々良清宜は、宝暦十一年（一七六一）六月二十九日、遂に此の世を去った。法名圓翁良通信士。過去牒には忠左衛門三男、加右衛門と記され

ている。

豊田家の文書や相伝の由緒は、西屋敷の豊田氏を知る証しとなる。

### 豊田家伝

周防國大守大内家者／其先百濟國臨聖太子／之苗裔にて代々防洲／山口城ニ在城し給ひ、武門ノ之統領たり、奥ニ大内之／庶流豊田氏ハ代々／長湯豊田庄ニ居住シ／武名有之、然ニ貞治之比／讒者之難ニ依テ本國を退、／豊州宇佐江赴、則大宮／司昵近ニ依テ暫宇佐江／滞在有、然ニ豊田大炊助ノ多々良清兼ニ至テ豊後／國大守大友修理大夫／親世公ニ致出頭、清兼由ノ緒等委敷言上シ奉る、則ノ達上聞ニ、清兼ニ宇佐郡ノ向野庄を被宛行、清兼ノ領掌仕、西屋敷ニ居住有、／當地ハ往昔より清原氏ノ代々居住せし所也、其遺ノ跡を下シ給ひしなり、

豊田家紋左三ツ巴ノ當家元祖よりの氏神ノ弁財尊天ノ當邑居住より以降ノ御馬下八幡宮奉崇敬也、／當邑に花蔵寺と号シテノ寺跡有、其比法脉断絶シノ寺宇悉破壊したる古跡ノ有、清兼奉建立請ノ無陰爾禪師を開山祖トシ、深佛乘を奉崇敬

所也、／清兼晩年に加賀守ト号、／清兼妻ハ清原氏を娶ル、／一子有、次郎左衛門宗兼ト号、／宝徳式年家を宗兼ノに相續有、

宗兼 若年ニ四太郎ト号、ト号シ、妻ハ清原氏ヲ娶テ二子有、壯年々次郎左衛門

嫡子太郎次郎宗治ト号、／女子有松尾言秀妻、／延徳元年

ニ家を宗治ニ相續有、状有、

弥勒寺領向野庄ノ西屋敷次郎左衛門跡之ノ事嫡子太郎次郎ノ所申付也、仍而諸御公ノ事諸濟物等事如ノ前々可勤之、若有無ノ沙汰之儀者可改下地ノ之状如件、

延徳元年 十一月廿四日 宗継 判

弥勒寺領と有之事ハ往古ノより宇佐郡ハ宇佐御神 領ニ而殊ニ當郷ハ弥勒寺ノ御領ニ而有しとなり、其内をノ當家江被宛行候故弥勒ノ寺領と有之也、當庄之内ノ御神領之分も諸事當家ノより下知を加へ候なり、

宗治若年々太郎次郎ト号、／妻ハ豊後日野地住豊田ノ次郎三郎

兼忠娘を娶、一子有八郎太郎明兼ト号、／永正十年ニ家を明

兼ニ相續有、

明兼 若年ハ八郎太郎ト号、妻ハ松尾大蔵承言秀娘ノを壯年ヨリ次郎左衛門ト号、

娶、／豊後日野地名之事永正ノ十年々當家江御預ケ有、

立石村之内日野地名之内／弥藤五郎分并くすね／つか相そへ  
預ケ申候、恐々／謹言、／

永正十年 三月廿日

豊氏 判

西屋敷八郎太郎殿

山香郷立石之村／日野地名之内／老段半之事已前／加抱半合  
式反分之事／預ケ置候、諸公事ハ／前々可為准候、恐々／謹  
言、／

十月十六日

豊氏 判

西屋敷次郎左衛門尉殿

永正年中ニ花藏寺住持／毘丘元守兩尊之像を／彩畫奉ん事を  
願望／有、依而明兼助成を／加江永正十四年ニ彩畫シ／奉  
ル、則銘文有、／瑞岩山花藏寺住持／毘丘元守生年三十／六  
重奉彩畫兩尊／像憑茲功德ニ世安／稟證佛果殊合力／檀那當  
村餘郡人々／諸願満足災殃消／滅國家安平郷庄／鎮護五穀豊  
登者也、／

皆 永正十四丁丑天十月吉祥日

大檀那 豊田多々良宗治  
同苗 明兼

くしきつか之事、先／書之趣令披見候、為／我等執合土貢老  
斗／八升定也、殊ニ御段錢／是又ほんそう専一候、／

大永三年 十一月廿九日

松田兵衛少輔秀貞 判

西屋敷次郎左衛門尉殿

天文年中ニ當家祭神／今宮殿江神田附之、則／附文有、／  
次郎左衛門當知行之内／松の本口三升まき今／度さん子為祈  
念、雖／前々子細候、今宮殿為／神田自當毛志附如件、／

天文四年乙未九月十日 明兼 判

明兼ニ子有、嫡子式部丞／輔兼ト号、女子有平山／左京亮妻  
ト成ル、天文廿／貳年ニ家を輔兼ニ相／續有、／

明兼 天文廿四年正月四日死

法名 瑞岩道仙ト号

輔兼 若年八郎太郎

右京進

壯年ヨリ式部丞

晩年 加賀守

妻ハ宇佐郡麻生木内兵庫／助娘を娶、／

加冠／輔兼 仲原重輔 判

天文廿貳年十一月六日

西屋敷八郎太郎殿

弥勒寺御領向野庄之内／親次郎左衛門抱分西屋敷／名出之

事、貴方相續／領掌不可有相違之／由候、然者年貢所當等之

／事全令弁償可相抱／者也、但自然無沙汰之／時者可改下地之状如件、／

天文廿貳年

十一月六日

芝原木工九

氏高 判

志井和泉寺

重行 判

西屋敷八郎太郎殿

天文廿三年八郎太郎ヲ右京進と／改号、／

官途

藏人

天文廿四

十一月十三日

刑部丞 奉

菟余田右京進殿

永祿二年田原近江守源親賢／式部丞ヲ給、／式部丞望之由可

／存知候、恐々謹言／

十月廿二日

親賢 判

豐田右京進殿

為八朔之儀兩種到来／祝着候、尚有永河内守／可申候、恐々

謹言、／

七月廿七日

親賢 判

豐田式部丞殿

永祿六年之夏之比豐前国諸士／之内長野三郎豊後之下知を／背逆意を企ニ依而田原近江守ニ／有御下知叛逆之輩不移日時

可有追伐旨被仰出、因茲、親賢大勢を率シ長野江發／向之刻輔兼令出勢以同陳／粉骨之働有、親賢感状、／

雖為無足度々／出陳願馳走候、／剩於長野陳／被疵粉骨之次第／にて無忘却候、弥被／勵忠貞候者相應可／顯心、差事不

存餘／儀候、猶有永河内守／可申候、恐々謹言、／

五月廿九日

親賢 判

豐田式部丞殿

大藏親子連々わやく／仁之条、成敗之儀忍公／被申付候、方角之儀候／条馳走干要候、於巨／細者上介可申候、恐々／謹

言、

十月十八日

鎮直 判

豐式まいる

岩丸成敗付而彼方／一跡之事至疋田左馬助／申付候、然處ひのち名／之内敷在地之事其方／先祖實地之子細候哉、／雖無

餘儀存候、至疋太／契約申候間今更不及／覚悟候、然者其方

事も／從最前至拙者被寄／心候事もたしかたく／存候間、御抱分之名田／五段分計けん見可申付候、／相残所之儀ハ可有御存／知候、夫丸之事ハ前々様ニ／御馳走肝要候、恐々謹言

霜月一日

鎮直判

豊田式部少輔殿

向野之庄七町八段／卅三代之内西屋敷／名之事、惣名並ニ六／段分御段錢可被相益候、向後為存知／之状如件、

天正貳年甲戌

有水河内入道

潤十一月四日

麟貞判

豊田式部丞殿

封戸郷向野庄之内／豊田式部丞方抱分七／町八段卅三代此内各別式段定田丹波守／残而七町六段卅三代分段錢／秋納壹段前五二収納、  
十文通之事、／合三貫八百四十三文者銀九十六文目／右請取所如件、

齊藤隠岐入道代今村兵庫入道判

天正貳年甲戌年十一月廿六日 紹人判

六寮代

珠阿判

天正四年十月豊前国諸士之／内ニ豊後之下知を背逆意を／企

族多ク有之、依之田原紹忍／波多大学助鎮直ニ大勢指副／所々江發向之刻当郷之諸士出勢／可致旨紹忍被仰出、依而輔兼／等出勢叛逆之輩悉討／伐有、相継き宇佐郡於尾長／居切寄波多鎮直差籠／惡黨討伐可有旨從紹忍／被仰付、依之当郷士弥可有出勢由／鎮直廻文、

猶々まれまれ儀ニ候間／御馳走可然候、／今度御動付而御馳／走之儀則申聞せ候、祝／着之段被申候、殊ニ我等／事至尾長居被差遣候、／就夫各一番手御馳／走候へかしと被申候、十日／之逗留にて候間各御辛／勞御出待申候、手火矢／衆すくなく候間御こと／わりにて候、於子細者／内膳可申達候、恐々謹言、

十月廿九日

鎮直判

長野大和守殿

平山左京亮殿

長野七郎殿

豊田式部丞殿

疋田左馬助殿

今度以波多大学佐／同陣別而馳走之由、乍／案中感悅候、然者／大学佐事為尾長居／入番易差遣候日數／十日替候之間一

番手／可有同心事可為祝／着候、各每事心懸／之次第必對大  
 学佐／可申候、恐々謹言、／

十月晦日

紹忍 判

長野和泉守殿

平山左京亮殿

長野七郎殿

豐田式部少輔殿

疋田左馬助殿

今度至尾長居／切寄波多大学佐／差籠候處、以同陳／別而辛  
 勞之趣令感／悅候、重々来ル十八／至宇佐表出馬之／儀定候  
 条取及心／御馳走懇入候、何様／可顯其志之段委敷／波大可  
 被申候、恐々謹言、／

霜月十五日

紹忍 判

豐田式部丞殿

天正八年庚辰十二月向野／花藏寺謀略之企重々／露顯之段、  
 御屋形田原／紹忍ニ有テ御下知、彼逆徒等／不移時日を擲取  
 可差出／旨被仰出、

急度染筆候、仍而向野村／花藏寺事重々謀／略之儀不隱便  
 候、紹忍／被官之由候条早速擲／取可被差出事肝要候、／同

類之族誠置候条、自／然逐電之儀候而ハ不可／有曲候、猶以  
 閉目之輩／在之条御口上申候、堺目／覺不可過之候間継夜／  
 於日賢固可被申付事／專一候、為御存知候、恐々謹言、／

十二月六日

義統 御判

田原近江入道殿

依此御書ニ紹忍被官候者、共人数被差遣、且又豐田／式部丞  
 事方角ニ候条、別而／馳走可有旨被仰付、依之／輔兼助粉骨  
 候、叛逆之族／責伏惡黨擲取差遣ス、／輔兼粉骨之趣依不淺  
 則／紹忍賀書被遣、／

波多大学助鎮直添書

猶々花藏寺／寺職之儀從疋田／方被申候儀共ニ／候得共御意  
 ニ／應問敷／由候間可得／其意、／

昨日者花藏寺就御／成敗之儀被官之者共／差越候之処、乍安  
 中／被添心候事新敷不及申候、／至忍公茂則遂披露候、／為  
 辛勞賀書を差／遣候条珍重候、於弥／貞心之儀頼存候、然者  
 ／手火矢之儀能々被申／談子細承度候為一札／一人差遣度  
 候、頼存候、恐々謹言、／

十二月十五日

鎮直 判

西屋敷式部丞殿

華藏寺誅伐之刻／別テ辛勞之由其間／寢感悅候、必追而一  
稜可賀之候、恐々謹言、／

十二月十五日

紹忍判

西屋敷式部丞殿

今度御動ニ付、輔兼別而／馳走之趣從紹忍委細被／相達ニ付  
為檢使塩手兵部少輔／被差遣、今度輔兼粉骨之／次第御感被  
為成之旨被仰聞、／堺目之儀弥静謐ニ可相守旨被仰出、／義  
統公御感状、

於今度向野表／動之砌、別而馳走／軍勞之由感入候、／弥可  
励粉骨之／事肝要候、／猶塩手兵部少輔／可申候、恐々謹言

十二月廿日

義統御判

戸板式部丞殿

天正八年十二月廿日此御書／頂載任難有奉存候、／此御書ニ  
戸板式部丞と有之事ハ／天正八年も同十年迄有子細、／名字  
ヲ戸板と改、

其後ハ又本名ヲ名乗シなり、

天正十一年ニ壹岐守を賜フ、

壹岐守望之由／可存知候、恐々／謹言、／

十一月廿七日

紹忍判

豊田式部丞殿

輔兼二男善七郎ニ善内充ヲ賜、

善内充望之由／可存知候、恐々／謹言、／

十一月廿七日

紹忍判

豊田善七郎殿

天正十一年古瀬原御防戦之刻／出勢被仰付、／御出勢近々候  
条／各別而可致馳走／事可為祝着候、／毎事不可有油断候、  
恐々謹言、／

卯月七日

紹忍判

豊田壹岐守殿

榆木右近佐殿

天正十一年ニ式部丞ニ／加賀守ヲ賜、

加賀守望之由／可存知候、恐々／謹言、

十二月廿三日

紹忍判

豊田式部丞殿

為八朔之儀兩種／到来祝入候、猶／有永河内入道可申候、恐  
々／謹言、

八月一日

親盛判

田原近江守親賢入道シテ紹忍ト／号ス、代継田原与兵衛尉親



盛ト号ス、  
天正十五年正月輔兼嫡子ノ彦三郎清兼ニ武蔵守鎮繼ノ官途實  
名ヲ賜、

右京丞繼吉所望ノ之事、令領掌之ノ状如件、

天正十五年正月十四日

武蔵守鎮繼 判

豊田彦三郎殿

輔兼男子式人女子一人ノ有嫡子彦三郎清兼ト号ス、天正十  
五年ニ右京丞繼吉ト改名、二男善内充輔賢ト号、女子ハ  
豊後立石之住ノ渡邊孫左衛門妻ト成ル、

天正十三年ニ輔兼家ヲ嫡子ノ右京丞繼吉ニ相續有、輔兼ハ

天正十八年四月二日ニ死ノ去也、法名 永岩淨融ト号、

繼吉若年彦三郎 妻ハ藤原氏を娶ル、繼吉家を相續有

相勤候ノ處ニ、天正十四年之冬より九州大乱有之、同十五

年之夏豊前国ハ黒田勘解由ノ吉孝公御領ニ成、則御入国ノ

有當国ノ給人等悉所領ノ被召上相逆人々ハ不残誅ノ伐有之、

其御繼吉知行ノ分被召上、然共當所ハ兩ノ豊州境之要路たる

之間ノ庄官職可相勤之旨被仰ノ付、繼吉再三辭退雖ノ致国命

難點止、天正十五年ノ庄官職相勤、則ノ仮名西兵衛ト改、繼

吉二子ノ有、嫡子虎壽丸、二男千徳ノ丸ト号、然ニ文禄元年

正月ノ廿六日繼吉行年三十六才ノにて死去有之也、法名春

花道公ト号、繼吉子共依為幼稚、一跡ノ弟善内充輔賢ニ被

仰付、輔賢御請申上相勤、其時ノ虎壽丸五才、千徳丸三才

ニ成ル、輔賢養育して恩己の子之如し、輔賢若年善七

善内充ノ妻ハ宇佐郡山村阿部智右衛門ノ娘を娶ル、輔賢家

を相續有之、黒田吉孝公御代勤之、然處ニ慶長五年之秋

ノ吉孝公筑前国江御国替ノ被遊、豊前国ハ細川越中守ノ源忠

興公御領ニ成、慶長ノ五年之冬御入国被遊國ノ中御政道之節

善内充ノ先例之通庄屋役可相勤ノ旨被仰付、則忠興公ノ忠ノ

利公御代相勤、善内充ニ子有、嫡子久七郎・二男七左エ門

ト号、然ニ甥若年虎壽丸成人ノ致利右衛門兼正ト号、慶長ノ十

八年家を兼正ニ相續有、善内充ハ寛永六年三月ノ廿日ニ死

去也、法名 淨西道膳ト号、兼正若年利右衛門 妻

ハ豊後山浦安部藤左衛門ノ娘を娶ル、

兼正家を相續有、細川ノ忠利公御代相勤、然處ニ寛永九年

ニ忠利公肥後ノ国江御国替被遊、當国ハ寛ノ永九年より松平

丹後守ノ源重直公御領ニ罷成御入ノ部被遊、豊後高田江御在

城ノ有之、御領中御改之節兼正ニ不相替役儀被仰付、則ノ

重直公・重之公御代相勤、然處ニ奉行入仕置悲敷、當村  
以外致困窮百姓ノ悉ク逃散仕當村及亡所候、然間從公儀  
百姓逐電ノ仕事庄屋役人不届ケ候間ノ急度可申付之由御沙汰  
ノ有之ニ付、百姓逐電仕上ハノ罪科無擡事と存、寛永ノ十六  
年之冬嫡子甚内并妻ノ子以下不残召連當所ノ立退豊後白杵江  
引越、白杵城主稲葉右京亮ノ忠通公之御内安部六左衛門と  
ノ申入六千石之代官職相勤、此人は甚内母方之外白男ニ  
て有之、彼人を頼則御城ノ下近所福良村と申所ニ居住仕、  
彼所役人小畑弥七郎ノと申入懇意に有之候故何ぞ無滞相暮  
せし也、然處ニ兼正ノ与風病惱有之、終ニ寛永ノ十七年九月  
廿四日白杵ニ而ノ死去有之、法名 覚翁宗正ト号、兼正  
男四人女子一人有、嫡子賀右衛門兼明二男ノ覚左衛門三男傳  
内四男ノ甚内女子ハ水崎村今村氏ノ妻と成ル、  
四男甚内と申ハ兼明婦郷ノ之節福良村ニ相残り永クノ居住  
仕、息有作平ト号、女子一人有、元禄十年八月ノ廿八日白杵  
ニ而死去、法名 桂秋宗節ト号、兼明白杵江居住致之處  
ニノ兩三年之後高田從御公儀ノ仰被下之趣、西屋敷村ハ國ノ  
境之儀ニ有之間先規より之ノ役人無之候而叶間敷事ニ候ノ間  
前々之儀何事も御赦ノ免被仰出之間賀右衛門ノ儀早速在所江

帰宅可致ノ旨仰被置然者賀右工門ノ再三辞退仕之処ニ其後御  
ノ役人方方以御書を被仰聞、旨其方事在所立退クニ付、在所  
江帰宅之儀再三辞退ノ致之遂尤之由御公儀江も恩召ノ被上之  
段被仰出、其方事ノ国境と申、先規方之役人ニ候間ノ前々之  
儀一切御免之旨ノ被仰出候間早速帰宅可ノ致旨被仰遣、賀右  
衛門此御ノ書拜見仕難有奉存ノ御請申上、寛永十八年之秋在  
所江帰宅仕早速高ノ田御役所江罷出、私事重ノ科御赦免被仰  
付難有ノ奉存之旨御礼申上候處ニ御ノ役人方方被仰候ハ、其  
方帰宅ノ之事御上江申達候処ニ前々之ノ通役儀可相勤旨被仰  
出、殊ニ永々浪人難儀可致ノ段御察被為遊、為御救ノ白銀  
并八木拜領被仰ノ付難有頂載仕、庄屋役ノ御請申上相勤申也  
兼明 若年甚内 壯年ヨリ賀右衛門ノ妻ハ江崎村仲村太左衛門娘ノ娶ル、  
寛永十八年白杵方帰宅ノ仕、役儀相勤候處ニ正保二ノ年より  
御公領ニ被仰付、中津城主小笠原信濃守ノ長勝公御預ケニ被  
成、是又ノ不相替相勤申也、  
兼明男子三人女子式人有、嫡子金蔵 早世承應三年六月三日死亡ノ法名  
涼月幻受ト号、二男孫三郎貞兼、三男ノ平右衛門女子一人  
住之江村ノ高橋氏妻、一人豊田善左工門ノ妻、寛文九年ニ家  
ヲノ貞兼ニ相續有、兼明寛ノ文十一年九月十七日死去也、

法名 一天宗雲卜号、

貞兼 若年ヨリ孫三郎 晩年ニ至テ忠左衛門 妻ハ宇佐郡荒木村乙咩 太左衛門

宇佐公利娘ヲ娶ル、乙咩氏ハ乙咩宮之神職也、貞兼寛文

九年ニ家ヲ致相ノ續、相勤候處ニ同年之秋當ノ國ハ松平主殿

頭源忠房公ノ御領ニ罷成、肥前国嶋原城江ノ御在城有、御領

内御仕置御改ノ之節貞兼江不相替役ノ儀被仰付相勤也、御領

内ノ惣檢地被遊候節御案内仕、其外豊後豊前大境等ノ相

改、末々逸乱之無様ニ貞ノ兼代ニ改置者也、

瑞岩山花藏寺ハ先祖清兼ノ建立シ、洛陽東福寺末山ト成、

先祖代々奉崇敬所也、雖然天正半之比世上錯乱之ノ刻法牀

断絶シ、寺宇悉クノ衰廢シ漸兩尊之像ノ計殘連リ、父兼明寺

宇をノ建立せん事を寛文年中ノヨリ願望雖有之、願望不ノ滿

シテ卒ス、因茲貞兼願ノ力を発シ遂ニ延宝元癸丑ノ年一字ヲ

造建シ、豊後國ノ泉福寺末山ト成ル、助成之ノ沙門宗吞毘丘

為中興候、且又本師世尊之尊像をノ新ニ莊嚴シ奉安置、開

闢ノ応安元戊申年方延宝元癸丑ノ年迄三百六年ニ成、從応

安元年寛延四年迄三百八十五年成、開山より以降世牌等有

之候得共ノ寺破壊之節悉廢果ノ致、只今迄相殘ハ開山無陰

爾禪師 応安元戊申天 永正十一年甲戌天

七月七日 前任住雲岩澤公禪師 十一月廿日

前任殊宝勝公禪師 天正二甲戌天 此牌計相殘申也、

古老之傳ニハ花藏寺ハ治承年ノ中ノ開闢ト申説も有之、往古

ハ天ノ台宗ニ而有しと申傳也、其説ハ未詳、古跡たる事ハ

応安元年ヨリ八十九年以前弘安三庚辰年ノ豊後豊前大境證

文にもノ花藏寺ハ崖之石塔をかきノ流と有之、尤古跡と相見

江申也、

貴船大明神ハ當邑之氏ノ神ニ而當家別而崇敬之ノ神祠也、社

殿建立之事ノ貞兼常々願望發之所ニ助成之人も有之、終ニ

貞享三年社殿奉建立所也

今宮殿ハ當家ヨリ祭來ルノ社也、前々々夏冬祭有ノ之候得共

祭日不定候故ノ貞兼代元禄十年ヨリ夏ハ六月十五日、冬ハ

霜月十五日ニ祭日を定、則花藏寺住ノ職を請シ祭相勤申所

也、

御馬下八幡宮ハ宇佐宮ノ之末社ニ而他ニ異靈社也、當家先

祖代々奉崇敬ノ攸也、因茲貞兼益々御神ノ德奉敬常々願望

發、終ニ正徳五年乙未御ノ寶殿石玉垣奉建立、且又前宝

永二年拜殿ノ一字奉造立者也、

貞兼男子三人女子三人ノ有、嫡子利右衛門兼繁・次ノ男清七

郎・三男賀右衛門ノ清宜、女子壱人ハ且尾村ノ河野樟兵衛妻

老人ハ矢部ノ村矢部善兵衛妻、老人ハノ平ヶ倉村岩男又左衛門ノ妻と成ル、ノ

元禄十式年ニ貞兼家ヲノ嫡子利右衛門兼繁ニ相ノ續有、貞兼終ニ享保十乙己ノ十一月廿七日死去、

花藏寺中興開基ノ法名 圓室授覚居士ノ妻ハ享保五庚子天十一月五日死去ノ法名 全應淨機信女

兼繁 利右衛門ノ妻ハ住ノ江村高橋氏娘ヲ娶ルノ元禄十式年方家ヲ相續シノ松平主殿頭忠矩公御代相ノ勤也、ノ

右當家由緒之事老父ノ貞兼委細語聞セ候趣予ノ承傳候、雖然末々ニ至テハノ先祖之行跡由緒等も不知ラノ様ニ成可申ト存

予承傳候ノ事ハ其通を書記、證文ノ有之事ハ其通りを写置候ノ間以此趣能々先祖之由ノ緒等可ニ存知事也、誠ニ老父ノ貞

兼信心深ク當邑之ノ寺社悉致建立奉崇ノ敬所也、其外何事ニよらずノ尤當家之為中興、ノ然者先祖之行跡を不失ノ不レ思

非儀ニ不レ行ニ非道をニ仁義ヲ專ニシ慈悲第一ニノして佛神三寶を於ノ奉ニ崇敬ニ者佛神之叶ノ冥ニ慮ニ永子孫ニ可レ傳ニ榮

耀ヲ一者也、

寛延四辛未年ノ中夏上旬

豊田賀右衛門ノ多々良清宜ノ記之

【参 考】

寛保元酉歲

過 去 牌

清和上旬

天正十八 四月二日

婦真 永岩淨融信士

豊田加賀守多々良兼清事

式部少輔共

右京共

慶長二年

婦真 西慶妙行信女

十一月十三日

天正十三 乙酉

婦真 月心妙安信女

五月廿一日

天文八 庚午

飯真 安室妙意信女

天文二十六

坂真 道仙信士

六月三日 加右衛門子

正月 四日

寬文三 癸卯

文祿元年

坂真 夏雲妙涼信女

坂真 春花道心信士

五月 八日 加右衛門室

正月廿六日 加賀嫡 西兵衛事

寬文十一 辛亥

寬永六 巳巳 西兵衛弟

坂真 一天宗雲居士

坂真 淨西道膳信士

九月十七日 孫右衛門長子 加右衛門吏

三月廿日 善内吏 山城共マツ

延宝二 甲寅

寬永十七

坂真 妙向

坂真 覺翁宗正信士

二月十六日 善左衛門室

九月廿四日 西兵衛嫡男 孫左衛門吏

万治二年

正保二 乙酉

坂真 妙宗不退

积尼 妙雲往生位

六月十八日 金丸分 七郎衛門室

十二月二十五日 孫右衛門室

寬文十一 辛亥

寬文元 辛丑

坂真 妙教不退

坂真 功岸玄忠信士 孫右衛門弟 善左衛門吏

六月三日 苅宇田分 伊左衛門室

九月二十六日

延宝六 丁午マツマツ

承應三 甲午

坂真 淨室了清信士

坂真 涼月幻夢信士

二月十七日 孫左衛門三男 伝兵衛吏

天和三 癸亥

飯元 古潤貞泉信女

四月 七日 来繩分 伊左衛門後室

天和三 甲子

釈尼 妙安不退

二月 九日 忠左衛門下女

貞享三 丙寅

婦元 別山正傳

五月 七日 七郎衛門子 龜千代支

貞享四 丁卯

婦元 春霜淨鸞信女

九月 四日 覺左衛門室

元禄三 庚午

飯真 江天淨雲信士 孫左衛門二男

二月二十九日 覺左衛門支

元禄六 酉

早世 貞秀童女

九月十三日 忠左衛門女

元禄十 丁丑八月廿八日

飯真 桂秋宗節信士

孫右衛門四男 甚内事

豊後臼杵福良村住死ス

元禄十一年

早世 綠草童女

五月十七日 里右衛門下女

元禄十一 寅

婦元 長安道寿信士 七郎衛門 長子

四月二十六日 喜平次支

元禄十一 寅

婦元 燈外祖傳信士 善左衛門二男

七月廿五日 伊左衛門支

元禄十三 庚辰

飯元 花桜妙林信女

三月 五日 覺左衛門女

元禄十三 庚辰

飯元 松岩久栢信士 加右衛門二男

六月二十九日 平右衛門支

元禄十四 巳

飯真 月山智光童女

九月二十六日 里右衛門女

宝永六年 丑

飯真 夢心浄醒禪定門

四月十四日 里右衛門下男

正徳三 己

飯元 清雲浄閑信士 善右衛門嫡男

九月 五日 七郎右衛門事

正徳六年

早世 如幻童女

申 七月十一日 里右衛門女

享保二 酉年

早世 峰禪童子

十一月十三日 庄左衛門子

享保三 戌年

早世 霜雪童子

十二月二十五日 里右衛門下男

享保五 庚子

婦真 全應浄機信女

十一月 五日 里右衛門母

享保五 庚子

婦真 月窓貞心信女 七郎衛門後室

九月 七日 喜平次母

享保八 卯年

飯真 月溪善照信士 平右衛門長子

六月二十九日 伝六吏

享保八 卯年

飯元 普皆宗賢信女

十一月 五日 伝兵衛室

享保八 癸卯

早世 秋月童子

七月二十九日 庄左衛門子

享保十 乙巳

飯真 圓室授覚居士 加右衛門長子

十一月二十七日 忠左衛門吏

享保十二 未

飯元 深了智海禪定尼

六月 七日 忠左衛門下女

享保十二 丁未

早世

繁茂童子 喜兵衛子

七月 朔日 興茂七輩

享保十五 庚戌

飯元

寂然黙禪庵主 伝兵衛養子三郎兵衛

十月廿日 實覚左衛門長子

享保十九 甲寅

早世

幼松露容童子 喜兵衛子

十月二十三日 松之助支

享保十七 壬子

婦真

玉室妙珠信女 加右衛門子

十一月二十五日 喜平次内

享保二十 乙卯

婦真

固翁智堅信士 忠左衛門二男

八月 四日 庄左衛門支

元文四 未

婦元

阿容貞字信女 三郎兵衛室

四月十二日 喜兵衛母

元文三 午

婦真 自徳貞性信女

加衛門女高橋氏室

正月十日

忠左衛門妹

元文三 午

婦元

締雲了真信女

忠左衛門女矢部氏室

四月十日

里右衛門妹

寛保二壬戌

婦真

性海自見居士

忠左衛門嫡男

十月 七日

里右衛門支

延享二 乙丑

忠左門女

婦元

花室妙蓮信女

河野氏室

三月十九日

且尾

寛延元 戌辰住之江村ヨリ

還本

關室惠秀信女

九月十二日 里右衛門室

寛延三 庚午

早世

蘭庭童女

九月 晦日

後里右衛門娘

寛延三 午天

喜平次嫡男

飯空

天然自観信士

曾右衛門支



九月廿八日

寬延四 未天

伊左門養子

掃空

鉄嵩仙髓信士

橋津邑ヨリ

四月初四日

忠兵衛亥

宝曆二 申天

庄左門娘

掃真

梅陰素香信女

正月十二日

甚助室

宝曆二 申天

庄左門嫡男

掃元

道應宜中信士

七月廿日

森右門亥

宝曆四 戌天

里右門娘

坂本

真海貞性信女

二月 朔日

喜兵衛室

宝曆五 亥天

早世

紅月童子

後里右衛門子

十月十二日

宝曆七 丑天

掃室

喜山妙慶信女

後里右衛門室

六月初二日

宝曆七 丑天

後里右衛門子

早世

幼露童子

六月 二日

宝曆九 卯

出光村ヨリ

坂真

直室指月信女

四月十七日

庄左門室

宝曆十一 己天

掃元

的志智潭信士

平右衛門二男

正月十五日

甚助事

宝曆十一 巳天

忠左衛門三男

掃堂

圓翁良通信士

六月廿九日

加右衛門亥

明和二 乙酉

三郎兵衛嫡男

掃真

明道宗白信士

正月十六日

喜兵衛亥

宝曆六 丙子

忠左門娘

坂本

本光妙性信女

平ヶ倉

九月 九日

岩男氏室

明和二 酉天

森右門子

婦空

江山淨雲信士

八月十七日 常作夏

宝曆十三 未三月廿七日

坂空

觀無淨念伯士

理右衛門下男久五良吏

宝曆十一巳年

坂真

閑窓貞月伯女靈

理右衛門下男久五良母

明和五子年十月十日

坂元

觀翁道喜伯士靈

理右衛門下男 長五良吏

安永四 未七月廿八日

坂真

妙悲伯女靈

理右衛門娘山香岩尾氏室

安永六 酉四月廿日

坂一

綠樹智紅 伯女靈

理右門娘江之熊氏室

明和六 丑七月十五日

坂元

有室貞年伯女靈

森右門妻

寬政二庚戌歲

一閑透網居士

六月廿有一日

實庄左衛門二男 父

理右門養子後理右衛門吏

寬政二 戌十二月十五日

梅玉禪童子

寬政四子歲

綠窓貞紅信女

十二月廿三日

寬政五天

本光童女

霜月十六日

文化元子年

禪庭自照信女

五月十日

幼顏童女

龜明童女

次左衛門姉

庄左門子

同人子

泡脆童女

同人子

直四郎子

直四郎娘

庄蔵母

豐田

早世

早世

早世

早世

早世

早世

早世

早世

早世